

## 徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

### 1 日 時

令和3年11月9日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

### 2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

### 3 出席者

＜委員＞ 委員17名中12名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，岸史郎委員，住村洋昌委員，谷口美徳委員，  
西山成実委員，林紀子委員，板東美千代委員，本仲純子委員（部会長），  
水口裕之委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

井原まどか委員，徳永高啓委員（代理出席）

＜事務局＞

山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長，奈須環境管理課長 ほか

### 4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議 徳島県生活環境保全条例の一部改正について

（4）その他

（5）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛の  
付議文（写）

資料1－1 徳島県生活環境保全条例の一部改正案の概要について

資料1－2 徳島県生活環境保全条例の一部改正案について

資料1－3 徳島県生活環境保全条例（一部抜粋）

資料2 「熱海市・土石流災害」を踏まえた盛土の点検について

### 5 審議

#### ■議事概要

【事務局】

定刻がまいりましたので，ただいまから，徳島県環境審議会「生活環境部会」を開会い

たします。

私は本日の司会を務めます、環境管理課副課長の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名であり、当部会の委員数17名の過半数が出席しておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が、有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、「会議録の作成」が義務づけられており、当部会の議事も録音いたしますので、ご了承ください。

それでは、はじめに、徳島県危機管理環境部 山根グリーン社会統括監から、御挨拶を申し上げます。

#### 【山根統括監】

(挨拶)

#### 【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

#### 【事務局】

それでは、審議に移ります。

本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、審議会運営規程第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長として、議事を進行いただきます。

御発言される際には、お手元のマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

また、マスクを着用しておりますので、できる限りマイクに近づいて、御発言をお願いします。

それでは、本仲部会長、よろしくお願いいたします。

#### 【部会長】

部会長の本仲でございます。これから議事の進行に当たりまして、委員の皆様方には、審議に対する御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

「徳島県生活環境保全条例の一部改正」について、事務局の方から御説明をお願いします。

#### 【事務局】

(説明)

【部会長】

どうもありがとうございました。丁寧に御説明いただきました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

資料の5ページに、ビニルハウスボイラーが414で、それ以外が52とあるのですが、この52とはどういう施設か分かりますでしょうか。

【事務局】

ビニルハウスボイラー以外の52施設ですが、様々なものとなっております、事業者が設置している規模の小さいものとなっております。

【委員】

今回の法律改正というのは、バイオマスの木質等の利用促進を図るために、規制を若干緩和する方向だと思いますが、緩和したために大気の状態が悪化しては困るということで審議していると思えます。このハウスボイラー以外に、例えばお風呂を沸かすための木くずボイラー等、小規模のものを進めてもらいたいと、産業廃棄物業界からも要望をしていましたが、なかなか前に進んでいませんでした。それが今回、急に緩和の方向となったため驚いており、今回質問させていただきました。

【事務局】

おそらく国の方でも、木質バイオマスボイラーの普及ということで改正が行われたと思えます。

その上で、規制の緩和となりますので、大気環境への影響がないかということは国の方で検討しております。

今回の法令改正において、全体の2～4%程度、規制を外れる施設があるということです。

2～4%であるため、大きな影響ではないということで今回改正に至ったと聞いております。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

その他、何か御質問や御意見等ございませんでしょうか。

【委員】

議論の本質からは外れますが、前の施行令等では伝熱面積で規制していたとあるのですが、この伝熱面積で規制していた理由若しくは目的というのが分かりましたら、お教え願えないでしょうか。

【事務局】

大気汚染防止法及び条例ともに伝熱面積で規制されておりましたが、昔の国での検討になります。伝熱面積と排出ガス量とは相関関係がありましたので、伝熱面積で規制し、実際には排出ガスがある一定以上のものを規制していたと思われま

【委員】

もう一点よろしいでしょうか。先程の委員の質問とも関連するのですが、今後規制から外れるボイラーというものをもう少し具体的にお教え願えないでしょうか。

イメージを持てるようなものを教えていただければありがたいです。

【事務局】

スライドに示させていただいております。

今回規制から外れるボイラーは、燃焼能力が重油換算あたり25リットル未満のものが規制から外れます。

その内訳は、木質バイオマスボイラーが5基、その他の液体燃料のものが460基であります。

さらに460基の内訳で414基がビニルハウスボイラーとなっておりますが、その他については事業所が設置しております、いわゆる小さなボイラーとなっております。

具体的には病院や工場等が設置しておりますが、ビニルハウスボイラーのように用途が決まっているものではございません。

今回、ビニルハウスボイラーだけが条例の中でどのような用途で使われているか拾えたため、抽出させていただきました。

申し訳ありませんが、他の52基のボイラーについては、用途は様々となります。

【部会長】

その他、何か御質問や御意見等ございませんでしょうか。

【委員】

私達の近所にも、ビニルハウスがたくさんございます。今回、ハウスボイラーは規制外になるということで、大変安心しております。

皆さん、重油を炊いてハウスの中で植物を育てていますので、それが公害に繋がるというのは心苦しいところがありましたが、規制外となるため喜んでおります。

【部会長】

その他、何かございますか。

【委員】

まだ決まってない部分もあるとは思いますが、未規制になるボイラーの方にどのような周知をする予定か教えてください。

【事務局】

おっしゃられるとおり、まだこれから検討していく段階ではございますが、今回対象外となる施設には通知等をしてお知らせすることを検討しております。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

その他、ございませんか。

たくさん御意見いただきました。

本日いただきました御意見等や、今後実施するパブリックコメントを踏まえまして、今回の部会では、審議会への報告案などを審議したいと思っております。

続きまして、次の議題に入らせていただきます。

事務局から報告事項をお願いいたします。

【事務局】

(説明) 「熱海市・土石流災害」を踏まえた盛土の点検について

【部会長】

ただ今の報告に対しまして、何か御質問はございますか。

【委員】

廃棄物だと、廃棄物を排出した事業者がマニフェストを発行して、いつ・どこで・だれが・何を運んでどこで保管したと記録が残っております。

残土に関しては、廃棄物ではなく資源だということでマニフェストは導入されておられません。よって、熱海みたいなところで何十年も経ちますと、記録の保管が全くなくなってしまい、誰がいつ埋めたか分からない状況が発生してきます。

こういった中で、県が発注する公共事業に関しては、残土が出てきた場合には適正に処理したと記録を残すようなことは考えていますか。

【事務局】

今後どのようになるかは分かりませんが、今、おっしゃられたマニフェスト等、そういった点も含め、今後、国が検討すると思えます。

私どもでお答えできるものではないため、また国等の動きを見ていただければと思いま

す。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

この72箇所と20箇所の関係なのですが、環境管理課において点検されたのが20箇所という意味でよろしかったのでしょうかというのが一点。

それから、生活環境保全条例に基づき許可した特定事業所のうち山間部の残土処分場の20箇所ということなのですが、これは全部なのか、まだあるうちの重要箇所を押さえたということなのかの確認です。

【事務局】

最初の件ですけれども、環境管理課として特定事業を許可している20箇所を点検したということでございます。ですから、他法令と一緒に確認したところもでございます。

山間部の20箇所というのは基本的には、盛土、いわゆる建設残土を受けいれているところを中心に点検したということでございます。

特定事業場というのは、店舗のような平場にもたくさんございますので、そういったところは調査しておりません。

【委員】

山間部の残土処分場が、20箇所あって、それを全部点検されたという意味でしょうかという確認なのですが。

【事務局】

概ねそういうことになると思います。

山間部といいましても、平野部の山というのもありますので、山間部もどこまでというのがありますが、細かい話になります。

【委員】

分かりました。山間部の曖昧さがあるかもしれないということですね。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

面積がある規模以上の場合、許可が必要となるとのことですが、山間部だと谷になっていますが、どこを指すのですか、投影面積のことなのですか。

**【事務局】**

特定事業場では3000平方メートルの投影面積です。空中から見た面積となります。

**【委員】**

分かりました。

それと、もう一つは感想ですが、面積ですと急峻なところとそうでないところで、埋め立てられる量が変わってきますよね。どちらかというとな積よりも量で規制した方が良いのかなと思いましたが、個人的な感想なのでコメントは不要です。

**【部会長】**

よろしいでしょうか。これはおそらく、これからも検討していかれると思います。

大きな問題なので、ずっと県の方も調べていただきたいと思います。

以上で、本日予定をしておりました議事は終了いたしました。

議事の進行に対しまして、御協力どうもありがとうございました。

**【事務局】**

ありがとうございました。

最後に、危機管理環境部 山根グリーン社会統括監からお礼を申し上げます。

**【山根統括監】**

(お礼)

**【事務局】**

次回の開催は、事務局から説明がありましたとおり、1月下旬頃を予定しております。

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。